

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案 (仮称)
政策の名称	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除
担当部局・評価者	環境省総合環境政策局環境影響評価課長 上杉哲郎 電話番号:03-5521-8236 E-mail:sokan-hyoka@env.go.jp
評価実施時期	平成25年3月1日(分析対象期間:平成24年12月から平成25年3月)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを目的とする。
内容	放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壤の汚染に係る適用除外規定の削除
関連条項	環境影響評価法第52条第1項
必要性	環境基本法第13条が削除されたことに伴い、環境影響評価法においても放射性物質による環境影響を必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することが必要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域において、対象事業の実施が想定されることから、環境影響評価手続によって、放射性物質による環境影響についても適正な配慮がなされることを確保することが必要である。
費用	
遵守費用	必要に応じて、事業実施区域における放射線量調査等を行う費用が発生する。 事業の実施に伴う放射性物質による環境影響のおそれが明らかでない場合等は、新たな費用は発生しない。
行政費用	施行前において、放射性物質に係る環境影響評価手法を定める基本的事項(環境省告示)や主務省令の検討を行う費用や人的コストが必要になる。 また、施行後において、事業の免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣は、環境影響評価法に定める手続の中で、放射性物質に係る環境影響についても必要に応じて意見を述べることとなる。なお、当該意見については、従来の環境影響評価法に定める手続の中で述べられるものであり、特筆すべき追加的な負担を生じさせるものではない。
その他の費用	特になし。
便益	事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。

想定される代替案	
代替案	環境影響評価法第52条第1項を削除せず、事業者の自主的な取組に委ねることが考えられる。
費用	遵守費用 事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用が必要になる。  行政費用 特になし。  その他の費用 特になし。
便益	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることとなる。

#### 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

環境影響評価法第52条第1項の適用除外規定を削除することで、環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが確保される。

また、主務省令等で定める環境影響評価手法に則って放射性物質に係る環境影響評価を実施し、法律に定める意見聴取や説明会等の手続を行うことで、当該事業に対する地元住民等の理解を得やすくなり、事業の円滑な実施に資することが期待される。

さらに、放射性物質に係る環境影響評価を実施する必要がある事業としては、主に、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質の影響がある地域その他一部の地域で行われる事業が想定されるが、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響のおそれがあると判断された場合であっても、その環境影響評価手法は放射線量率の測定が主であり、過度に手続の進捗を遅らせるにはならない。なお、施行前であっても施行後の手続を円滑に進めるべく、通常の環境影響評価の実施において、放射性物質に係る環境影響評価も実施することは可能である。

代替案については、事業者の自主的な対応に委ねることによって、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響が想定されるような事業であっても、適正な配慮が行われない場合も想定される。

#### 有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会から、放射性物質の適用除外規定について、以下のとおり意見具申をいただいているところ。

「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について(意見具申)」(平成24年11月30日中央環境審議会意見具申)

##### 2. 個別環境法における整理の方向性

個別環境法の整理は、改正環境基本法の趣旨を、個別環境法に可能な限り反映し、放射性物質による環境汚染にどのように対処していくかという観点から、改正環境基本法で削除された適用除外規定を現在も有する個別環境法(別紙参照)について、原則、当該適用除外規定の削除を行うことを基本に、個別環境法ごとに法の施行状況、それぞれに關係する現行の法律との整合性等を十分に検討しその必要性や改正の時期について整理する必要があると考えられる。

(中略)

##### ③環境影響評価法

改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。

#### レビューを行う時期又は条件

#### 備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案】

規制の内容	環境影響評価法における放射性物質に係る適用除外規定の削除									
担当部局	環境省総合環境政策局環境影響評価課	電話番号：03-5521-8236 E-mail：sokan-hyoka@env.go.jp								
評価実施時期	平成25年3月1日（分析対象期間：平成24年12月から平成25年3月）									
規制の目的、内容及び必要性等	放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壤の汚染に係る適用除外規定を削除し、環境影響評価法において、対象事業の実施に伴って生ずる放射性物質による環境影響を調査、予測及び評価し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、当該事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保する。									
想定される代替案	環境影響評価法第52条第1項を削除せず、事業者の自主的な取組に委ねる									
規制の費用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用) 必要に応じて放射線量調査を行う費用等</td><td>自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用</td></tr> <tr> <td>(行政費用) 環境影響評価手法を定める基本的事項（環境省告示）や主務省令の検討を行うための費用（人的コスト含む）  対象事業に対して、免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣が述べる環境の保全の見地からの意見に当たっての審査に関する費用（人的コスト含む）</td><td>特になし。</td></tr> <tr> <td>(その他の社会的費用) 特になし。</td><td>特になし。</td></tr> </tbody> </table>		費用の要素	代替案の場合	(遵守費用) 必要に応じて放射線量調査を行う費用等	自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用	(行政費用) 環境影響評価手法を定める基本的事項（環境省告示）や主務省令の検討を行うための費用（人的コスト含む）  対象事業に対して、免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣が述べる環境の保全の見地からの意見に当たっての審査に関する費用（人的コスト含む）	特になし。	(その他の社会的費用) 特になし。	特になし。
費用の要素	代替案の場合									
(遵守費用) 必要に応じて放射線量調査を行う費用等	自主的に放射性物質に係る環境影響評価を行う場合はそれに要する費用									
(行政費用) 環境影響評価手法を定める基本的事項（環境省告示）や主務省令の検討を行うための費用（人的コスト含む）  対象事業に対して、免許等権者、関係する地方自治体の長、環境大臣が述べる環境の保全の見地からの意見に当たっての審査に関する費用（人的コスト含む）	特になし。									
(その他の社会的費用) 特になし。	特になし。									
規制の便益	<table border="1"> <thead> <tr> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。</td><td>事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について配慮がなされる。</td></tr> </tbody> </table>		便益の要素	代替案の場合	事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について配慮がなされる。				
便益の要素	代替案の場合									
事業に係る環境の保全について放射性物質による環境影響も含めて適正な配慮がなされることを確保できる。また、事業の円滑な実施にも資することが期待される。	事業者が自主的に放射性物質に係る環境影響評価その他の手続を行う場合は、当該事業に係る環境の保全について配慮がなされる。									

政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>環境影響評価法第52条第1項の適用除外規定を削除することで、環境影響評価法に基づいて環境影響評価その他の手続を行う義務が課されている対象事業において、放射性物質による環境影響についても、必要に応じて調査、予測及び評価し、その結果を当該事業に係る環境の保全の措置等に反映させることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることが確保される。</p> <p>また、主務省令等で定める環境影響評価手法に則って放射性物質に係る環境影響評価を実施し、法律に定める意見聴取や説明会等の手続を行うことで、当該事業に対する地元住民等の理解を得やすくなり、事業の円滑な実施に資することが期待される。</p> <p>代替案については、事業者の自主的な対応に委ねることによって、事業の実施に伴う放射性物質による環境影響が想定されるような事業であっても、適正な配慮が行われない場合も想定される。</p>
有識者の見解その他の関連事項	<p>「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」（平成24年11月30日中央環境審議会意見具申）において、「環境影響評価法改正環境基本法の趣旨を踏まえ、昨年の東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質によって汚染されたおそれのある地域における対象事業の実施が想定されることから、適用除外規定の削除を検討する。」と記載されている。</p>
レビューを行う時期又は条件	
備 考	